

令和 8 (2026) 年度科学研究費助成事業の応募資格について

専任教員（教授・教授（実務家）・特別客員教授・特別任用教授・准教授・専任講師・助教）以外の研究者の応募資格については、表のとおりです。

対象	応募区分	学内における応募の際の条件
・名誉教授 ・客員教授 ・客員研究員 ・客員所員 ・助教（無給） ・科研費研究員 ・科研費技術員 ・PD 共同研究員 ・EF 共同研究員 ・日本学術振興会特別研究員 等	研究代表者 研究分担者 ※所属機関での資金管理を要する ※研究協力者は応募条件を満たす必要はない	以下の全ての条件を満たしていれば応募可。継続課題への途中参画についても、本応募資格を適用する。 ① 受入責任者（本学専任教授・准教授・講師）をおく。 ② 所属部局での承認を得る。 ③ 所属部署の事務担当者を届け出る。 ④ 学内研究室を確保する。 ⑤ 学内の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに関する研修会」（コンプライアンス研修会）を受講するとともに、誓約書を提出する。 ⑥ 研究倫理教育に関する研修を受講する。 ⑦ 特定類型該当性に関する申告書を提出する。 ・科研費研究員・技術員は事前に学内の研究代表者（研究分担者）に応募の許可を取ること。 ・外部資金により雇用されている者は、事前に外部資金制度を確認し、併せて学内の研究代表者（研究分担者）に応募の許可を取ること。

※上記の対象身分は、応募時および採択時の当該研究期間に必要な身分とします。

※受入期間中、毎年度「科学研究費助成事業 資格確認書」の提出を求めます。

※受入初年度は、当該研究者と受入責任者、事務担当者の3者と研究支援センターとの面談を実施し、学内研究室、所属部局での受入方法や資金管理、研究活動におけるエフォート率等について確認を行います。継続年度は、研究者に現況の確認を行います。

参考【日本学術振興会 令和8年度科研費公募要領記載の応募資格（一部抜粋）】

応募時点において、所属する研究機関から次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること。

<要件>

ア **研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者**（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること

イ **当該研究機関の研究活動に実際に従事していること**（研究の補助のみに従事している場合は除く。）

ウ **大学院生等の学生でないこと**（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）